

2023年7月13日

特許出願の非公開制度に関する 経済安保推進法施行令の改正案の公表

弁護士 白根 信人

Contents

- I. はじめに
- II. 特定技術分野及び付加要件に関する事項
- III. 外国出願の禁止の例外
- IV. おわりに

I. はじめに

2022年5月11日に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）により、特許出願の非公開に関する制度が創設された。経済安全保障推進法のうち特許出願の非公開制度に関する部分は2024年5月17日までに施行される予定である（附則1条5号）。

特許出願の非公開制度では、保全審査の対象となる特定の技術分野などの多くの事項について政令に委ねられている。このうち、保全審査の対象となる特許出願の範囲を画する特定の技術分野については、特許出願に携わる会社の研究開発部門、事業部門や知財部門にとっても、自社の特許出願が保全審査の対象となりうるか、日本への第一国出願義務を負うかという観点から、実務的に関心の大きいところと考えられる。また、いわゆるデュアル・ユース技術についても制度の対象となることが想定されており、適切な絞込みのための付加要件がどのように規定されるかについても、重要な関心事項であったと思われる。

これらの政令委任事項について、このたび、経済安全保障法制に関する有識者会議の第7回会議（令和

5年6月12日)の議事次第が公開される¹とともに、令和5年6月15日付で経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)(以下「施行令(案)」という。)が公表され²、パブリックコメントの募集が開始された³。本項では、以下、施行令(案)による改正のうち、重要と思われる点について概観する。

なお、施行令(案)では、特許出願の非公開制度に加えて、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度についても関連する規定の策定が予定されているが、本稿では、施行令(案)のうち特許出願の非公開制度に絞って解説する。

II. 特定技術分野及び付加要件に関する事項

1. 特定技術分野に関する考え方

経済安全保障推進法では、すべての特許出願について、第一段階として特許庁が国際特許分類(IPC)を用いて、特定技術分野に属する発明が明細書等に記載されているかどうかについて定型的な審査を行い、審査の結果、内閣総理大臣に送付された特許出願について、第二段階として内閣総理大臣が保全審査を行うという、2段階の審査の仕組みが採用されている。

明細書等に特定技術分野に属する発明が記載されている特許出願については、保全審査の対象となるほか、日本でなされた発明については第一国出願義務の対象ともなる(経済安全保障推進法78条1項)ことから、特許出願人にとっても重要な点であるが、その範囲は政令に委ねられていた。

今回、施行令(案)は、特定技術分野として、IPCにより、47の技術分野を指定している(施行令(案)による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(「新施行令」)12条1項)。特定技術分野を、経済安全保障法制に関する有識者会議(第7回)の資料に従って整理すると、以下のとおりである⁴。

特定技術分野の概要

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野】	
(1)	航空機等の偽装・隠ぺい技術
(2)	武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術
(3)	誘導武器等に関する技術
(4)	発射体・飛翔体の弾道に関する技術
(5)	電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術
(6)	例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術

1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_zenzen_hosyohousei/4index.html

2 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000254878>

3 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095230570&Mode=0>

4 「特許出願の非公開制度の運用開始に向けた検討状況について」(内閣官房、2023年6月12日) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_zenzen_hosyohousei/r5_dai7/siryou2.pdf(2023年6月23日閲覧)。詳細は、「特許出願の非公開制度の運用開始に向けた検討状況について(参考資料)(内閣官房、2023年6月12日)」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_zenzen_hosyohousei/r5_dai7/siryou3.pdfにまとめられている(2023年6月23日閲覧)

(7)	航空機・誘導ミサイルに対する防御技術	
(8)	潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術	
(9)	音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの	
(10)	スクラムジェットエンジン等に関する技術	(付加要件)
(11)	固体燃料ロケットエンジンに関する技術	
(12)	潜水船に関する技術	
(13)	無人水中航走体等に関する技術	
(14)	音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの	
(15)	宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術	
(16)	宇宙航行体の観測・追跡技術	
(17)	量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術	
(18)	耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術	
(19)	通信妨害等に関する技術	
【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野】		
(20)	ウラン・プルトニウムの同位体分離技術	
(21)	使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術	
(22)	重水に関する技術	
(23)	核爆発装置に関する技術	
(24)	ガス弾用組成物に関する技術	
(25)	ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術	

2. 付加要件に関する考え方

経済安全保障推進法では、明細書等に特定技術分野に属する発明が記載されている場合であっても、政令で定める技術分野については、政令で定める要件(付加要件)に該当するものに限り保全審査の対象となるものとする(経済安全保障推進法 66 条 1 項本文括弧書き)、産業の発達に及ぼす影響が大きい一定の技術分野については、付加要件により絞り込みがされることとされている。

今回、施行令(案)では、付加要件の対象となる技術の分野について、上記(10)ないし(19)の技術分野が指定された(新施行令 12 条 2 項)。

その上で、付加要件として、以下の 4 点のいずれかに該当する発明が指定された(新施行令 12 条 3 項)。

- ① 我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明
- ② 国又は国立研究開発法人による特許出願(第三者との共同出願を除く。)に係る発明
- ③ 日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法 17 条 1 項)の規定により国又は当該国立研究開発法人が開発の成果に係る権利を譲り受けなかったもの
- ④ 国が委託した技術に関する研究及び開発の成果に係る発明であって、その発明について特許を受ける権利につき科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 22 条の規定により国がその一

部のみを譲り受けたもの

このうち、日本版バイ・ドール制度とは、国が委託して行う技術に関する研究開発について、受託者が一定の事項を誓約することを条件として、受託者に権利を帰属させることができるとする制度である。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 22 条は、国の委託に係る国際共同研究の成果について、一定の条件を満たす場合に、国が 2 分の 1 を下回らない範囲で、一部のみの権利を譲り受けることができるとする制度である。

したがって、施行令(案)では、上記(10)ないし(19)に掲げる技術分野に属する発明については、防衛・軍用途の発明であるか、政府資金による委託研究等の成果である発明に限り、保全審査の対象となる。

III. 外国出願の禁止の例外

経済安全保障推進法では、特定技術分野に属する発明(一定の技術分野については付加要件を満たすものに限る。)のうち、「日本国内でした」もので公になっていないものについては、日本への第一国出願義務を課している(経済安全保障推進法 78 条 1 項)が、政令で定める外国出願については第一国出願義務の適用外とされている(78 条 1 項本文括弧書き)。

今回、施行令(案)では、外国出願の禁止の例外として、以下の 3 つの特許出願が規定された(新施行令 14 条)。すなわち、外国出願の禁止が適用されないのは、日米防衛特許協定に基づく米国出願(以下の①)、及び条約により第一国出願義務を課してはならないとされている場合の当該出願(以下の②、③)である。

- ① 日米防衛特許協定(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定)3 条の規定の適用を受ける、アメリカ合衆国でされる特許出願
- ② 国際宇宙基地協力協定(民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定)21 条の規定により日本への第一国出願義務を課してはならないとされている場合における、締約国でされる当該特許出願
- ③ 日・米宇宙協力に関する枠組協定(平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定)9 条 G の規定により日本への第一国出願義務を課してはならないとされている場合における、アメリカ合衆国でされる当該特許出願

IV. おわりに

施行令(案)については、本稿の執筆時点においてパブリックコメントの募集中であり、本年(2023 年)夏頃には政令が制定される予定である。また、経済安全保障推進法のうち特許出願の非公開制度にかかる部分の 2024 年春の施行に向けて、府省令についても、本年夏頃にはパブリックコメント手続が開始され、本年秋頃には府省令が制定される予定である⁵。

⁵ 前掲脚注 4 の 2 頁

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 白根 信人 (nobuto.shirane@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com